

物 品 売 買 契 約 書 （案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、次条の物品を乙が甲に売り渡し、甲が買い受けることについて次のとおり契約をする。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1）物 品 名 別紙仕様書のとおり
- （2）規格及び仕様 別紙仕様書のとおり
- （3）数 量 別紙仕様書のとおり
- （4）売 買 代 金 円
(うち消費税及び地方消費税 円を含む)
- （5）納 入 期 限 令和9年1月12日（火）午前10時
- （6）納 入 場 所 地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院2階 看護研修室
- （7）契約保証金 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第25条の規定により、
契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規程第26条第3号に該当するため、これを免除する。

（検査の時期）

第2条 甲は物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査をおこなうものとする。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合において前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、甲は、現品を受領するものとする。
- 4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第3条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、それが甲の過失による場合を除きすべて乙の負担とする。

（担保責任）

第4条 物品を受領した後、甲において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する日までにこれを良品と交換するものとする。

- 2 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、第2条に規定する検査が完了し、甲が物品を受領した後1年間とする。

(代金の支払い時期)

第5条 売買代金の支払いは、第2条に規定する検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(延滞違約金)

第6条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに、物品を納入しない場合には、乙は、甲に対して延滞違約金を支払うものとする。

2 前項の延滞違約金の額は、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、売買代金に対し遅滞日数に応じ契約金額に対して民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額とする。ただし、延滞違約金の額が100円未満であるときは延滞違約金を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(支払遅延に対する遅延利息の額)

第7条 甲の責めに帰する理由により、第5条の支払期限までに売買代金を支払わない場合は、乙は甲に対して、前項の支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、甲が支払うべき金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た遅延利息の支払いを請求することができる。また、遅延利息額に100円未満の額があるときはこれを切り捨てるものとする。

(解除等)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除し、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を徴収することができる。

(1) 乙が第1条に定める納入期限又は第2条第2項若しくは第4条第1項の指定期日までに良品を納入しないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院 院長 小嶋 裕一郎

乙

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第 12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第 13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第 14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。